

TOPICS
01

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)が延長されました

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の適用期限が、特例の対象を見直したうえで延長されることになりました。

これにより、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能および燃費性能に優れたものは、以下のとおり、平成31年度分の軽自動車税に限りグリーン化特例(軽課)が適用されます。

| 車両区分 | | 標準税率 | 電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 [ポスト新長期規制(自動車排出ガス規制)から窒素酸化物10%低減] | | ガソリン車・ハイブリッド車 | |
|------|----|--------|--|---------|---------------|--------|
| | | | 概ね75%軽減 | 概ね50%軽減 | 概ね25%軽減 | |
| 三輪 | | 3,900円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | |
| 四輪 | 乗用 | 営業用 | 6,900円 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| | | 自家用 | 10,800円 | 2,700円 | 5,400円 | 8,100円 |
| | 貨物 | 営業用 | 3,800円 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 |
| | | 自家用 | 5,000円 | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 |

[問合せ] 税務課 住民税係 ☎44-1111 (内線1241～1243)

TOPICS
02

軽自動車税が減免になります



対象となる手帳(以下参考)の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために軽自動車を使用している方は、申請により軽自動車税の減免が受けられる場合があります。

対象となる手帳 | ①身体障害者手帳 ②療育(愛護)手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ④戦傷病者手帳

| 対象車両 | 持ち物 | 必要書類(A・B共通) |
|---|---|--|
| A.一般の軽自動車など 障がい者本人または障がい者の方と生計を一にする方が所有する軽自動車のうち1台 | ①納税義務者の個人番号(マイナンバー)確認書類および本人確認書類 ②印鑑 ③運転する方の運転免許証 ④車検証 ⑤軽自動車税納税通知書 ⑥対象となる手帳 ※障がい者の方と運転される方が別居している場合は、生計同一証明書(福祉課障がい支援係で発行)が必要となります。 | ・減免申請書 本庁舎税務課、尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課および葛川支所の申請窓口にあります。 |
| B.特殊用途の軽自動車 車体の構造や装置が、障がい者利用のために特殊な仕様となっている軽自動車(車検証に「身体障害者輸送車」「車いす移動車」などの記載があるもの) | ①納税義務者の個人番号確認書類および本人確認書類(法人の場合は不要) ②印鑑 ③車検証 ④軽自動車税納税通知書 | |

受付
期間

5月7日(火)～5月24日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)

申請
窓口

税務課 住民税係 / 尾上総合支所市民生活課 総務係 / 碓ヶ関総合支所市民生活課 総務係 / 葛川支所

※期間を過ぎますと、平成31年度の減免を受けることができなくなります。

注意
事項

- ①減免を受けるための申請は、毎年必要となります。
- ②普通自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられませんのでご注意ください。
- ③既に納付された税については減免を受けられませんので、納税組合などに加入されている方は特にご注意ください。
(4月26日(金)までに税務課住民税係へ減免を受けたい旨をお伝えください。)
- ④平成31年4月2日以降に手帳の交付を受けている場合は、翌年度より減免対象となります。
- ⑤申請を受付した場合でも、減免基準に合致しないことが判明した場合は減免が受けられません。
※障がいの程度や車両の使用状況によっては、障害者手帳をお持ちであっても減免とならない場合があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

[問合せ] 税務課 住民税係 ☎44-1111 (内線1241～1243)

TOPICS
03

移住者と子育て世帯の
住宅新築・購入を支援します！

平川市すこやか住宅支援補助金

定住の促進と人口増加を図るため、移住者および子育て世帯に対し、住宅を新築または購入する場合にかかる経費の一部を補助します。

補助対象者

申請時点で、次のいずれかを満たす方が対象となります。

- ① 5年以上平川市に住民登録がなく移住する予定の方
- ② 5年以上平川市に住民登録がなく移住し、転入後2年以内の方
- ③ 平川市へ転入予定で、中学生以下の子どもまたは妊婦がいる方
- ④ 中学生以下の子どもまたは妊婦がいる市民の方

※市税などを滞納していない方（同居する方を含む。転入予定の方は、申請時に住民登録している市町村の市町村民税などを滞納していない方。）

補助対象住宅

- 平川市内にあり、申請する方が所有し居住する住宅（新築住宅・建売住宅・中古住宅）

※住宅の延べ床面積75㎡以上で、店舗併用住宅は住宅部分の延べ床面積が2分の1以上であることが必要です。

※個人から中古住宅を購入する予定の方は事前にご相談ください。

補助金額

補助金の額は、次の表に定める額または補助対象経費の10分の1に相当する額（1,000円未満切捨て）のいずれか低い額となります。

| 対象者 区分 | 移住者 | | | | 市内の子育て世帯 |
|-----------|-------|---------|--------|---------|----------|
| | 県外 | | 県内（市外） | | |
| | 子育て世帯 | 子育て世帯以外 | 子育て世帯 | 子育て世帯以外 | |
| 市内業者 | 100万円 | 60万円 | 60万円 | 30万円 | 30万円 |
| 市内業者以外 | 80万円 | 40万円 | 40万円 | 20万円 | 20万円 |

※市内業者とは、平川市内に本社、本店、支店、営業所などを置く建築・不動産業者です。

※土地購入、外構工事、家具・電化製品の購入などに要する費用は、補助対象外となります。

※住宅の所有者が複数いる場合、補助金額が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

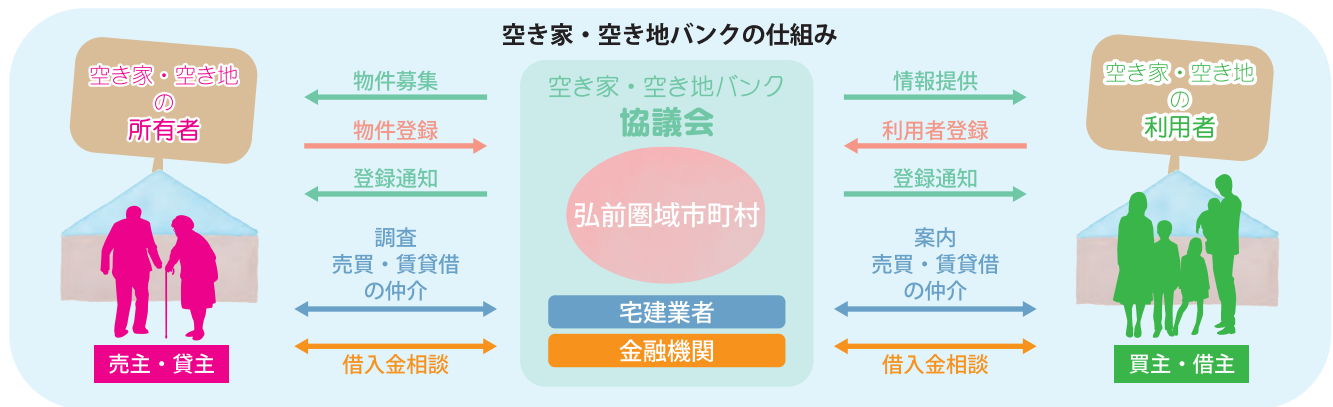
[問合せ] 企画財政課 企画調整係 ☎44-1111（内線1433・1434）

TOPICS
04

あなたの空き家・空き地を登録しませんか？ 弘前圏域空き家・空き地バンク

空き家・空き地を「売りたい、貸したい方（所有者）」の物件を、「買いたい、借りたい方（利用希望者）」に紹介する制度です。昨年5月より弘前圏域定住自立圏（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鱈町、田舎館村、西目屋村）における取り組みとして、空き家・空き地の利活用と不動産の流動化を図ることを目的に空き家・空き地バンクが始まりました。

バンクは、圏域自治体と不動産団体、金融機関による「弘前圏域空き家・空き地バンク協議会」により運営されます。所有者から登録申し込みを受けた物件は協議会のホームページに公開します。



- 空き家・空き地バンクに物件を登録された方に粗品をプレゼントします。
- 詳細についてはお問い合わせください。

空家リフォーム支援補助金

市では、空家の利活用を促進するため、リフォーム工事を行う場合にかかる経費の一部を補助します。

- 補助対象者 バンクを通じて空家を取得し、その所在地に住所を定める方または住所を定める予定の方
- 対象となる工事 ▷30万円以上のリフォーム工事 ▷着手前の工事 ▷年度内に完了する工事 など
- 補助金の額 対象経費の2分の1（上限30万円）



[問合せ] 企画財政課 企画調整係 ☎44-1111（内線1433・1434）

市では、老朽化その他の理由により周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある空家などの解体撤去を自ら行う所有者などに対して、その費用の一部を補助しています。この度、補助金制度に新たな支援策が追加されました。

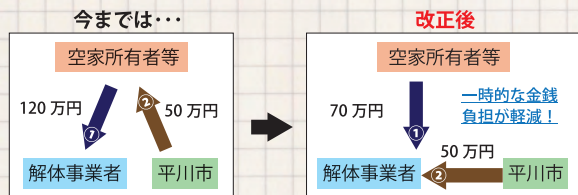
補助事業実施期間 平成30年度～32年度まで

新たな支援策①

代理受領

これまで、解体撤去に要した費用の全額を事業者へ支払った後でなければ補助金の交付はできませんでしたが、代理受領により、事業者へ支払う費用は解体撤去費用から補助金額を引いた額となり、一時的な金銭負担が軽減されます。

【例】解体費用が120万円で、補助金が50万円の場合のお金の流れ



矢印① 解体費用の支払い 矢印② 補助金の交付

新たな支援策②

空家の解体に係るローンの金利優遇措置

補助金の交付決定を受けられた方は、各金融機関（青森銀行、みちのく銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫）で空家の解体に係るローンを利用する場合、金利の優遇措置（最大0.5%～0.8%を引下げ）を受けることができます。
※ローンを利用するためには金融機関の審査を受ける必要があります。

制度の概要

●対象空家等

市長の認定を受けた**特定空家**や、老朽度・危険度の高い**老朽危険空家**、老朽化や自然災害により倒壊した**倒壊空家**などが対象となります。

※空家とは、1年以上居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物をいいます。

●補助要件

- ・個人が所有するものに限りです。
- ・対象となる空家の敷地を原則更地にする必要があります。
- ・倉庫、物置などのみ解体する場合、対象になりません。



●対象者

- ・老朽危険空家等の所有者（相続人、解体撤去などについて委任を受けた方を含む）
- ・市税の滞納がない方

●補助金額

対象経費の2分の1（上限50万円）

■補助を受けるには要件もあり、事前の申請が必要となりますので、下記へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

[申込み・問合せ] 建設課 都市計画係 ☎44-1111（内線2226）

犬の散歩をする時は、周囲の人に迷惑をかけないことが大切です。散歩の際は、次のことに気をつけ、飼い主としての責任を持ちましょう。

- 飼い犬と散歩する時は、袋、紙、シャベル、水の入ったペットボトルなどを持ち歩きましょう。
- 飼い犬が散歩中にしたふんは、放置せず、必ず家へ持ち帰り始末しましょう。
- 他人の家の塀や門におしっこをさせないようにしましょう。おしっこをしてしまった場合は必ず洗い流しましょう。
- 散歩時の引き綱（リード）は犬を制御できる人が引き、通行人に迷惑がかからない長さにしましょう。
- 引き綱（リード）につながらないで散歩することは、絶対に止めましょう。



[問合せ] 市民課 環境衛生係 ☎44-1111（内線1226）

春の狂犬病予防注射日程表

【問合せ】 市民課 環境衛生係 ☎44-1111 (内線 1225・1226)



日本では、狂犬病予防法により、生後91日以降の犬を飼う時は生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。毎年、忘れずに予防注射をしましょう。

※動物病院で注射をした場合は市民課窓口で注射済票交付申請をする必要があります。申請する際は注射済証と交付手数料550円が必要となります。

料 金

予防注射のみの場合 1頭 3,100円

(内訳：注射料金 2,550円+注射済票交付手数料 550円)

・未登録の場合は登録料1頭3,000円が別途必要となります(合計6,100円)。

持ち物/注意事項

送付されたハガキをご持参ください。

※未登録犬の場合は、ハガキが送付されませんのでそのままおいでください。
※飼い犬が死亡されている場合は電話などでお知らせください。

| 平賀地域 | | | | 尾上地域 | | | | |
|----------|---------|---------------|-------------|--|----------|---------------|-------------|------------|
| 5月20日(月) | 本 町 | 旧老人福祉センター | 8:30~8:45 | 5月23日(木) | 新 山 | 新山地区担い手センター | 8:45~8:55 | |
| | 平成 町 | 平成町コミュニティセンター | 8:55~9:05 | | 蒲 田 | 蒲田地区担い手センター | 9:00~9:10 | |
| | 町 居 | つつみの家 | 9:15~9:30 | | 日 沼 | 日沼コミュニティ施設 | 9:15~9:25 | |
| | 平 田 森 | 平田森多目的集会所 | 9:40~9:50 | | 西野 曾 江 | 西野曾江十文字 | 9:30~9:35 | |
| | 荒 田 | 荒田農業研修センター | 10:00~10:10 | | 八 幡 崎 | 八幡崎地区農業研修センター | 9:40~9:50 | |
| | 小 和 森 | 小和森多目的研修集会所施設 | 10:20~10:30 | | 長 田 | 長田地区担い手センター | 10:00~10:10 | |
| | 杉 館 | 杉館集会所施設 | 10:45~10:55 | | 中 佐 渡 | 中佐渡集落会館 | 10:15~10:25 | |
| | 松 館 | 松館農業研修センター | 11:05~11:15 | | 猿 賀 | 西猿賀消防屯所 | 10:30~10:40 | |
| | 館 山・松 崎 | 館山松崎交流センター | 11:20~11:30 | | み な み の | みなみの地区公園 | 10:45~11:00 | |
| | 光 城 | 文化センター第1駐車場 | 12:50~13:05 | | 南 田 | 尾上南田会館 | 11:05~11:15 | |
| | 石 郷 | 石郷多目的研修集会所施設 | 13:15~13:25 | | 金 屋 | 金屋地区多目的研修施設 | 12:40~13:00 | |
| | 原 田 | 原田農業研修センター | 13:35~13:45 | | 南 田 中 | 南田中ふれあいセンター | 13:05~13:25 | |
| | 吹上・高 畑 | 向陽多目的研修集会所施設 | 13:55~14:05 | | 李 平 | 李平地区集落改善センター | 13:30~13:40 | |
| | 沖 館 | 鳥海会館 | 14:15~14:30 | | 高 木 | 高木集落会館 | 13:50~14:00 | |
| 5月21日(火) | 柏 木 町 | 柏木町コミュニティセンター | 8:30~8:45 | 5月21日(火) | 碓ヶ関地域 | | | |
| | 本 町 | 本町コミュニティセンター | 8:50~9:05 | | 古 懸 | 古懸地区公民館 | 12:45~12:55 | |
| | 大 光 寺 | 大光寺コミュニティセンター | 9:10~9:25 | | 久 吉 | 久吉消防屯所 | 13:10~13:15 | |
| | 大 光 寺 | 六羽川沿い団地公園 | 9:30~9:40 | | 船 岡 | 旧船岡集会所 | 13:20~13:25 | |
| | 苗 生 松 | 苗生松多目的集会所 | 9:45~9:55 | | 湯 ノ 沢 | 旧碓ヶ関関所裏駐車場 | 13:30~13:35 | |
| | 館 田 | 館田地区農業推進拠点施設 | 10:05~10:15 | | 全 域 | 碓ヶ関総合支所 | 13:55~14:15 | |
| | 小 杉・石 畑 | 三町会農業研修センター | 10:20~10:30 | | 市内全域 | | | |
| | 四 ツ 屋 | 四ツ屋集会所 | 10:35~10:40 | | 5月26日(日) | 碓ヶ関地域 | 碓ヶ関総合支所 | 9:15~10:00 |
| | 大 坊 | 大坊コミュニティセンター | 10:45~11:00 | | 尾上地域 | 尾上総合支所 | 11:00~11:45 | |
| | 岩 館 | 岩館地区構造改善センター | 11:10~11:20 | | 平賀地域 | 平川市役所本庁舎 | 13:00~14:00 | |
| 5月22日(水) | 藤野・南田町 | 平賀体育館入口 | 8:30~8:40 | <p>※決められた日時に都合のつかない場合は、他の地区でも注射できます。</p> | | | | |
| | 向 野 | 向野町会集会所 | 8:45~8:50 | | | | | |
| | 新 館 | 新館集落センター | 8:55~9:05 | | | | | |
| | 唐 竹 | 唐竹多目的集会所 | 9:15~9:30 | | | | | |
| | 広 船 | 広船地区構造改善センター | 9:40~9:55 | | | | | |
| | 尾 崎 | 尾崎多目的研修集会所施設 | 10:05~10:25 | | | | | |
| | 尾崎・松野 | 松野地区集会所 | 10:35~10:45 | | | | | |
| | 新 屋 | 新屋多目的集会所 | 10:50~11:05 | | | | | |
| | 大 木 平 | 大木平集会所 | 12:50~12:55 | | | | | |
| | 井 戸 沢 | 井戸沢集会所 | 13:05~13:10 | | | | | |
| | 一 本 木 | 一本木コミュニティセンター | 13:20~13:25 | | | | | |
| | 葛 川 | 葛川支所入口(国道側) | 13:35~13:45 | | | | | |
| | 小 国 | 小国消防屯所 | 13:55~14:00 | | | | | |

TOPICS
07

病気中のお子さんも
対象に！

病児保育事業を実施します

4月1日より、病気の回復期に至っていないお子さんを施設においてお預かりすることができるようになりました。

| これまで | 拡充 |
|--|--|
| <p>対象 病気の回復期であり、集団保育が困難な子ども</p> <p>実施方法 かかりつけ医を受診した後、施設と協議のうえ受入を決定</p> <p>実施期間 連続して7日まで</p> | <p>対象 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないため集団保育が困難な子ども</p> <p>実施方法 かかりつけ医を受診し、子どもの症状、処方内容などを記載した連絡票を記載してもらった後、施設と協議のうえ受入を決定</p> <p>実施期間 連絡票の発行日から7日まで</p> |



- 開設時間 7：30～17：30 (月)～(土)
- 利用定員 1日3人程度
- 対象 小学校3年生までの次のいずれにも該当する子ども
 - ①症状の急変は認められないが、ケガや病気の回復期に至っていないため集団保育が困難な子ども
 - ②保護者が仕事上の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などやむを得ない理由により、家庭で保育を行うことが困難な子ども

●利用料金 (日額)

| 区分 | 利用料 (5時間以上) | 利用料 (5時間未満) | 食事代 |
|------------|----------------|----------------|------|
| ①市内に住所のある方 | 1,000円 | 500円 | 200円 |
| ②市外に住所のある方 | 2,000円 | 1,000円 | 200円 |

- 実施施設
 - ▷ケアハウスいちばん星 ☎44-3170
(こども園あらや) 平川市新屋平野13番地1
 - ▷キッズケアハウスこどもの森 ☎57-3431
(日の出こども園) 平川市南田中北原58番地86
- ※利用には事前に登録が必要です。詳しくは実施施設または申込窓口へお問い合わせください。

●申込窓口

- ▷子育て健康課 子ども支援係
- ▷各総合支所 市民生活課 市民係
- ※手続きに必要な申請書類などは、各総合支所、葛川支所にもあります。

[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111 (内線1151・1152)

TOPICS
08

4月1日から高齢者肺炎球菌予防接種の対象者が変わります

- ①、②、③のいずれかの方は予防接種の対象です ※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の接種を受けている方は対象外です。

①次の生年月日の方

| 年齢 | 生年月日 | 年齢 | 生年月日 |
|-----|----------------------|------|----------------------|
| 65歳 | 昭和29.4.2～昭和30.4.1生まれ | 85歳 | 昭和9.4.2～昭和10.4.1生まれ |
| 70歳 | 昭和24.4.2～昭和25.4.1生まれ | 90歳 | 昭和4.4.2～昭和5.4.1生まれ |
| 75歳 | 昭和19.4.2～昭和20.4.1生まれ | 95歳 | 大正13.4.2～大正14.4.1生まれ |
| 80歳 | 昭和14.4.2～昭和15.4.1生まれ | 100歳 | 大正8.4.2～大正9.4.1生まれ |

- ②平成31年度においては、大正8.4.1生まれ以前(101歳以上)の方
- ③満60歳から64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがあり、身体障害者手帳をお持ちの方

●対象期間 4月1日～平成32年3月31日

●申込方法および助成額

- (1)接種を希望する医療機関に直接ご予約のうえ、予約日に健康保険証を持参し接種を受けてください。窓口で接種費用から5,000円を差し引いた額をお支払いいただきます。
また、予防接種の対象となる方のうち、③に該当する方は、身体障害者手帳も併せて持参してください。
- (2)生活保護受給中の方は接種料金が無料です。市から郵送される予診票を医療機関窓口にも必ずご提出ください。



[問合せ] 子育て健康課 母子保健係 ☎44-1111 (内線1143・1144)